

## 第2期箕面市国際化推進計画(平成18年度～平成22年度)達成状況一覧

### 基本目標1 外国人市民の人権尊重

#### 1 平等な行政サービスの実施と社会環境の整備

##### ●重点施策

##### (1)医療・救急に関する周知と利用の促進

\* 生命にかかわる医療について、外国人市民が安心して相談・受診できるよう、言葉や文化、生活習慣の違いに配慮した施策の展開をはかります。

達成状況…平成18年度から22年度までの5年間の実施内容(実績)をもとに、達成状況を評価  
◎:実施済(要継続)、○:一部実施(達成に向けて要継続)、△:要検討、要改善、×:未実施、●:その他

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
1	・公的医療保険制度について多言語表記による広報に努める	国保年金課 介護・福祉医療課	△	・市HPが、英語とやさしい日本語のみで多言語ではないため
2	・医療制度や各種言語での診療が可能な医療機関に関する情報提供を充実する	市立病院 人権国際課 国際交流協会	△	・多言語対応ができる医療機関についての情報を十分に収集・提供できていないため ・ホームページ以外でも情報提供できる方法を検討する必要がある
3	・市立病院などの医療機関について、多言語での診療案内の作成を進める	市立病院 人権国際課 国際交流協会	△	・英語のみならず、その他の言語にも対応できるようにしていく必要がある
4	・診療における不安を軽減することができるよう、職員の語学研修や医療同行通訳ボランティアとの協働をより充実する	市立病院 人権国際課 国際交流協会	○	・みのお外国人医療サポートネットと継続して連携していく必要がある
5	・救急車への外国語表記による聞き取り、表の配置等により、通報救急搬送を円滑に行うとともに、救急通報に対応する職員の語学研等を充実する	消防本部・署	×	・未実施のため ・職員が参加しやすい研修を実施する必要がある
6	・その他必要な情報を、多言語で提供する ・健康保険制度における権利と義務、医療費支払いのシステム ・病院のリスト(診察科・住所・電話・対応言語) ・市立病院などの受付・診療のシステム ・問診票など、診療の基本となる情報 ・薬の種類と服用方法 ・文化背景や食生活を考慮した多様なニーズへの対応	各担当課 人権国際課 国際交流協会	△	・窓口の委託化により外国語(英語)ができる職員が常駐するようになったため(子ども部、市民部) ・多言語対応については、今後も継続して検討する必要がある

##### (2)防災・防犯についての啓発の充実

\* 日本語を十分に理解できない外国人市民の把握、緊急時の連絡等について、地域ぐるみで対応できるような多言語ネットワークシステムの整備に努め、多言語での災害情報の提供等について検討します。

\* 多言語での防災・防犯等の情報提供を充実させます。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
7	・市内NPO等と連携し、災害発生時に外国人市民が避難生活を円滑に行えるよう、情報の伝達ルートの確保等、多言語による外国人広域支援体制を整備する	市民安全政策課 国際交流協会	×	・サポート体制を確立できていないため ・災害時における外国人市民への具体的対応策を検討する必要がある
8	・防災知識や避難場所についての多言語広報の充実を図る	市民安全政策課	△	・防災セミナーを実施することで、外国人市民に防災・救急の必要性について周知することができるため、今後も継続して実施していく必要がある

9	・災害時における外国人市民の臨時相談窓口の整備を進める	市民安全政策課 国際交流協会	×	・災害時の外国人市民の対応について、具体的に検討されていないため
10	・災害時における外国人市民支援を視野にいたれたボランティアや消防署・警察署と連携した緊急ネットワークを組織する	市民安全政策課 消防本部・署 人権国際課 国際交流協会	×	・関係機関・団体において十分なネットワークを構築できていないため ・関係機関・団体において連携を強化していく必要がある
11	・犯罪・事件などの防犯関連情報等、日々の生活の中で注意が必要な緊急のニュース・情報を多言語で提供する仕組みを検討する	市民安全政策課	×	・緊急情報の提供のあり方について検討・実施する必要がある
12	・現行の防災マップ(英語版)に加えその他の言語についても順次作成し、防災の重要性を広く市民に知らせる	市民安全政策課	×	・英語以外の言語で防災マップが作成されていないため

### (3) 保育・教育・子育てに関する支援策の充実

\* 外国人市民が日本人市民と同様に子育てにかかるサービスを受けることができるよう、条件を整備します。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
13	・児童・母子父子に関する福祉制度を周知するための多言語での案内冊子を充実する	子ども支援課	○	・子ども手当について、多言語(英語、中国語、韓国・朝鮮語)で情報を提供することができたため ・その他の福祉制度についても順次多言語化していく必要がある
14	・多文化共生の視点から保育所職員や幼稚園教諭の研修や保護について、多言語で周知し外国人市民の参加・利用を進める	幼児育成課 生涯学習課	△	・外国の市民の保護者に対しては、英語で情報提供を実施しており、今後も継続していく必要がある ・職員に対する研修が十分に行われていないため
15	・子育てについての相談窓口や行政サービス、地域の活動について、多言語で周知し外国人市民の参加・利用をすすめる	子育て応援担当	△	・子育て支援センターの案内パンフレットは英語、中国語ですでに作成されているが、内容を改訂する必要があるため ・その他の情報についても、必要に応じて順次多言語化していく必要がある
16	・ファミリーサポートセンターについては、保育者・利用者の双方に外国人市民が参加できるように、周知と運営を進める	子育て応援担当	×	・未実施のため ・外国人市民も含め誰もが子育てしやすいまちを目指して、具体事業等を検討する必要がある

### ○継続施策

#### (1) 国際化に関する職員研修の推進等

\* 外国人市民の現状・課題、行政施策に反映すべきことを中心に、多文化理解・人権尊重と関連づけて研修を実施します。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
17	・多文化理解や人権尊重をテーマとした職員研修を充実させる * 実践英会話研修 * 通信教育・英語コース * 人権セミナー * 階層別人権研修等	職員課	◎	・今後も継続して研修を実施していく必要がある ・研修内容も充実させ、職員のニーズや本市の現状把握に努める

(2) 保健・福祉サービス等の周知と利用の促進

\* 外国人市民が地域社会で安心して生活するため、健康診査や予防接種、母子健康手帳の交付等の情報を多言語で提供します。

\* 社会保障制度における国籍条項等制度上の格差について、それらの早期解決を国に要望します。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
18	・保健・福祉サービスに関する広報を充実し、利用の促進をはかる	健康福祉部 各担当課	○	・保健サービスに関する情報の多言語化が順次行われているため ・福祉サービスに関する情報も必要に応じて多言語化していく必要がある
19	・健康診査、予防接種や母子健康手帳・説明書の多言語表記を推進する	健康増進課	○	・母子保健に関する情報の多言語化が進んでいるため
20	・外国人市民の高齢者が利用しやすいよう、言葉や文化・生活習慣等の違いに配慮した在宅福祉サービスの提供、老人福祉センター等の運営を推進する	高齢福祉課 老人福祉センター	×	・未実施のため
21	・老齢年金、障害基礎年金等の社会保障制度の改善など、国レベルでの制度の整備について要望を継続する	国保年金課	◎	・引き続き要望しながら、制度の改善を目指す

(3) 就職差別撤廃に向けた関係機関との連携の推進

\* 府や関係機関、団体等とも連携・協力し、企業啓発の推進に努めます。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
22	・就職差別撤廃や人権の尊重された職場づくりに向けて、箕面企業人権啓発推進員協議会、大阪府、池田公共職業安定所等と連携して各種研修会の開催、広報活動、該当啓発を通じて企業啓発を推進する	商工観光課	◎	・外国人の就労に関する研修等を実施しながら、引き続き啓発していく必要がある
23	・職員採用試験受験資格での国籍条項の撤廃の周知をさらに進める	職員課	◎	・国籍条項を撤廃して採用していることを周知する必要がある

(4) 入居差別撤廃に向けた関係機関との連携の推進

\* 府や関係機関、住宅関連団体と連携協力して啓発に努めます。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
24	・市営住宅などの公営住宅の入居について、多言語による広報の充実をはかる	建築住宅課	△	・市営住宅について、十分に周知できていないため
25	・府や関係機関と連携、協力し、入居が制約されることのないよう、宅地建物取引業者等への啓発に努めるとともに、住宅をめぐる苦情相談にも適切に対応する	建築住宅課	△	・住宅に関する情報が十分に提供できていないため ・関係機関・団体と連携を強化する必要がある
26	・入居差別をしない不動産業者リスト等を作成し、住宅情報を各種言語で提供する	国際交流協会	△	・リスト等の作成に向け、関係機関・団体との連携を強化する必要がある

(5) 消費生活・リサイクルについての啓発・対応の充実

\* 消費生活情報の多言語化を進め、外国人市民の利用を促進します。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
27	・消費生活に関する啓発と、消費生活センターの周知を進め、外国人市民の利用を促進する	市民サービス政策課	△	・英語以外の言語で周知していく必要があるため
28	・リサイクルセンターの周知を進め、外国人市民の利用を促進する	環境整備課	○	・留学生のリサイクルセンターの認知度は高いが、留学生以外の外国人市民にも周知していく必要があるため



## 2 「言葉のかべ」の解消

### ●重点施策

#### (1) 多言語表記の推進

\* 公共性の高い情報を順次、多言語化します。特に災害や急病時など、緊急の対応が必要なものから早急に取り組みます。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
29	・外国人市民の「言葉のかべ」を解消するため、日本語へのローマ字併記、英語表記(地名などについてはローマ字表記)と漢字にひらがなのふりをつけることを進める	各担当課	△	・庁内において、やさしい日本語の周知が不十分のため ・英語以外の外国語対応が不十分のため
30	・分かりやすい日本語表記・多言語表記について、表記マニュアルを充実する	人権国際課	△	・1995年以降改訂されていないため ・庁内においてマニュアルを周知徹底する必要がある
31	・生活ガイドブック、英字版施設案内地図等、外国人市民に提供している情報を充実する	箕面広報課 人権国際課 国際交流協会 窓口課	△	・施設案内地図、及びみのお生活ガイド(市HP)は英語のみで多言語ではないため ・市HPまたは協会HPから生活ガイドブックへのアクセスを容易にする必要がある。

#### (2) 多言語対応システムの整備

\* 職員応援スタッフ制度で、語学力を持つ職員の能力の活用をはかり、外国人市民の手続きや問い合わせにスムーズに対応できるシステムを整備します。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
32	・職員応援スタッフ制度等を活用し、外国人市民の手続きや問い合わせに、スムーズに対応できるシステムについて検討し、整備する	職員課 人権国際課	△	・職員応援スタッフ制度がうまく機能していないため

### ○継続施策

#### (1) 多言語広報の充実

\* 行政サービスや国際交流協会の事業、ボランティアによる活動など、日常生活に必要な情報を簡単に入手でき、理解できるよう、多言語広報を推進します。

\* 特に、情報の入手先となるFM放送や各種情報誌の存在、ホームページについては、転入時に確実に伝えます。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
33	・「GOOD DAY MINOH」や「THE MINOH POST」、ホームページによる相談業務等の情報提供をさらに充実し、情報面における不利益の解消をめざす	人権国際課 国際交流協会	△	・多言語化された情報を十分に外国人市民に提供できていないため
34	・広報紙「もみじだより」の目次への英語併記のほか、書かれている内容が外国人市民にも理解できるよう、平易な日本語で表記する等、誰もが理解しやすい紙面づくりを進める	箕面広報課	◎	・広報紙「もみじだより」でみのおポストの周知をすることができたため ・やさしい日本語での情報提供を徹底する必要がある
35	・定期的な説明会を開催し、行政サービスの内容や、各制度での権利義務、公共施設の利用法等について、多言語で説明する	人権国際課 国際交流協会	△	・行政サービスの情報を多言語で提供できていないため ・情報提供の具体的な方法を検討する必要がある
36	・図書館に、多言語の図書、新聞、雑誌などを充実する	図書館	◎	・外国語の図書の充実を継続していく必要がある ・市民のニーズ把握を引き続き行う

(2) 多言語対応に向けた職員の採用、配置及び研修

\* 外国人市民への多言語対応に向けた職員の効果的な配置を進めるとともに、職員の能力開発を推進します。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
37	・一般採用のほかに、外国人市民の専門職(非常勤)としての採用、英語指導助手の活用等について検討する	職員課 教育センター	◎	・市独自に外国語指導助手を採用しているため

3 相談体制の充実

● 重点施策

(1) 多言語で対応できる相談機能の整備・充実

\* 言葉や文化のかべを解消するため、国際交流協会等での多言語による相談体制を確立するとともに外国人同士が交流できる場をつくれます。

\* 多言語相談を実施するにあたっては、市役所の本庁での多言語相談員の配置など、より効果的な運用をはかります。

\* 各種相談業務への通訳同行対応を引き続き実施します。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
38	・外国人市民のための生活相談を充実するとともに、既存の相談体制と連携する ・各種相談業務への通訳同行対応を行う	人権国際課 国際交流協会 市民サービス政策課 各種相談業務担当課	△	・保健・医療分野やDV相談については、関係課・団体と連携はできているが、各種相談業務へ通訳派遣業務を行っていないため ・窓口が多言語相談スタッフを配置できていないため
39	・相談者のプライバシーの保護には十分に配慮した上で、相談内容を整理蓄積し、対応マニュアルの作成など、システム化を進める	人権国際課 国際交流協会	△	・相談内容の整理・蓄積はできているが、対応マニュアル等の作成ができていないため
40	・大阪府外国人相談コーナーで実施している「電話通訳システム」の活用を検討するとともに、NGO・NPO等との連携により北摂地域又は大阪府域での広域事業として、多言語による24時間電話相談の設置を検討する	人権国際課 国際交流協会	×	・広域連携ができていないため

○ 継続施策

(1) 相談窓口の周知

\* 相談窓口などの情報を「箕面生活ガイドブック」等に掲載するとともに、その認知度をさらに高めるよう広報活動を充実します。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
41	・市内の重要な相談窓口を掲載したカードを作成・配布する等、外国人登録窓口でも周知を徹底する	窓口課 人権国際課 国際交流協会	○	・外国人登録窓口、人権国際課、国際交流協会との連携が取れつつあるため ・多言語相談については、更に周知していく必要がある
42	・主な相談窓口の電話・ファックス番号を、市広報紙「もみじだより」などで常に広報する	箕面広報課	◎	・実施済

#### 4 市政参画の促進

##### ●重点施策

##### (1) 市政への外国人市民意見の反映の促進

\* 外国人市民に日本人市民と同等の行政サービスを提供するため、まちづくりへの参加の機会を積極的に提供し、市政に意見を反映させます。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
43	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「みのお外国人市民ネットワーク会議」に幅広く参加を呼びかけ、市政に対する意見の反映や日常生活における課題解決の場となるよう、会議を定期的に行う</li> <li>・また、外国人市民ニーズを把握し、国際化推進計画の進捗状況を進行管理する仕組みをつくる</li> <li>・外国人の地方参政権制度の実現に向け、要望を行う</li> </ul>	人権国際課 国際交流協会	×	・外国人ネットワーク会議を実施できておらず、外国人市民の意見を聴取することができていないため

##### (2) 各種審議会委員・モニターなどへの参画の促進

\* あらゆる施策に外国人市民のニーズや視点を反映していくため、各種審議会・モニターなどに外国人市民が委員として積極的に参画できるよう促します。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
44	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会委員やモニターを市民に公募する場合は、外国人市民も参加できることを積極的にPRする</li> <li>・審議会委員やモニターへの外国人市民の登用を促進する</li> <li>・国などから任命される委員等の採用条件の国籍条項の撤廃を要望する</li> </ul>	各担当課	×	・日本語のみで周知されているため

##### ○継続施策

##### (1) 市民対象の各種調査における機会均等・外国人市民アンケート調査の実施

\* あらゆる施策に外国人市民のニーズや視点を反映するため、市民対象の調査等の実施にあたっては、翻訳・通訳など必要な措置を講じます。

\* 外国人市民の生活実態や市民意識についての調査は、ニーズを把握し、外国人市民施策や行政サービス全体に反映させるためには欠かせないものであり、必要に応じて実施します。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民対象の調査等の実施にあたっては、外国人市民も対象とする</li> </ul>	各担当課	△	・対象者を無作為に抽出する場合は、外国人市民も含まれているが、アンケートが日本語のみで実施されており、外国人市民が回答することが困難であるため
46	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人市民の意見を反映させるため、外国人市民アンケート調査を必要に応じ多言語で実施する</li> </ul>	人権国際課	△	・アンケートの概要のみを多言語で表記しており、アンケート自体は日本語のみであるため

## 第2期箕面市国際化推進計画(平成18年度～平成22年度)達成状況一覧

### 基本目標2 多文化共生社会の実現

#### 1 日本語学習の促進

##### ●重点施策

##### (1)学校での日本語学習の充実

\* 日本語の理解が困難な在日外国人の児童・生徒が、学校生活を円滑におくれるよう支援します。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
47	・日本語指導の方法や研究、教材の開発をはかる	教育センター	○	・日本語指導の方法について検討する必要があるため
48	・「通訳派遣事業」を充実させるとともに、地域に在住するボランティア協力体制を整備する。また、派遣頻度・期間についても、初期に集中させ、効果的に学習できるよう調整する	人権教育課 人権国際課 国際交流協会	△	・稀少言語の通訳を確保するために、継続してボランティアを募集する必要がある ・稀少言語の通訳を確保するために、広域連携ネットワークを構築する必要がある
49	・授業中の子どもや保護者と学校的意思疎通を促すサポート及び学力保障のサポート等に対応できるサポートシステムの整備を推進する	人権教育課 人権国際課 国際交流協会	△	・外国にルーツを持つ子どもたちが今後増加するため、サポート体制の充実を図る必要がある ・外国にルーツを持つ子どものサポートに関する啓発を推進する必要がある

##### ○継続施策

##### (1)学校での日本語学習の充実

\* 外国人市民に、日本語学習の場を提供し、その充実をはかります。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
50	・日本語教室の充実をはかる。	人権国際課 国際交流協会	◎	・実施済
51	・受講生のニーズにあった指導方法やプログラム、教材の開発、提供について研究を進める	人権国際課 国際交流協会	◎	・実施済

#### 2 渡日の子どもたちへの支援

##### ●重点施策

##### (1)渡日の子どもたちへの支援

\* 慣れない生活の中でストレスを感じている渡日の子どもたちが、孤立せず、よりよい学校生活をおくれるよう、子どもの人権を保障するために教科学習、母文化・母語学習などの支援を行います。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
52	・渡日の子どもに、教科学習、母文化、母語学習などの支援を行う	人権国際課 国際交流協会 人権教育課	△	・教科学習・日本語指導だけではなく、母文化・母語学習支援も必要であるため



### 3 人権尊重のための学習と地域活動の促進

#### ○継続施策

##### (1) 国際理解・相互交流の促進

\* 多様な文化や言語を学び、相互理解・交流を深める場を提供し、地域での人権尊重・多文化共生のための土壌を形成します。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
53	・多様な文化や生活習慣等を学び、相互理解と交流を深める場を積極的に提供する	人権国際課 国際交流協会	○	・外国人市民が積極的に交流できる場を提供する必要がある
54	・外国人市民との共生に向けた啓発資料の作成やシンポジウム・セミナー等を開催する	人権国際課 国際交流協会	○	・保健・医療分野以外でのセミナー等を開催し、多文化共生について啓発する必要がある
55	・外国人市民の自主的活動を支援するとともに、日本人市民の参加・交流を促進する	人権国際課 国際交流協会	△	・外国人市民が自主的に活動できる場が十分提供できていないため
56	・子どもたちに国際理解を深めるための機会や場を提供する ・青少年海外体験交流事業を通して、子どもたちがニュージーランドの生活や文化を体験し、国際理解を深める機会を提供する	青少年育成担当	●	・事業休止のため ・青少年の国際交流のあり方について検討する必要がある

##### (2) 学校教育における多文化共生教育の推進

\* 箕面市在日外国人教育研究協議会(以下、「市外教」という。)活動をさらに充実させるとともに、国際理解教育を推進します。

\* 広い視野と柔軟な心を持った子どもを育てる国際理解教育を充実します。

\* 子どもの将来の選択を狭めないために、母国語あるいは民族語、民族文化について、必要性に応じて学べる場を提供します。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
57	・在日外国人教育の研究機関としての市外教の充実に向け、支援する	教育センター 人権教育課	◎	・関係団体と連携を強化する必要がある
58	・箕面市人権教育研究会及び在日外国人教育研究機関との連携・協力をさらに進める	教育センター 人権教育課	◎	・関係団体・機関と連携を強化する必要がある
59	・国際理解教育に関する教育環境の整備・支援を進める	人権国際課 国際交流協会	△	・国際理解教育の授業例などのノウハウを蓄積させられていないため
60	・英語指導助手を活用し学校教育における国際理解、多文化理解の教育の向上をめざす	教育センター	◎	・今後も継続して、国際理解を促進する必要がある
61	・保護者や学校、市外教や国際交流協会、教育センターなどによる取り組みと連携し、民族の言葉や文化を学ぶ場を設ける	教育センター 人権国際課 国際交流協会	○	・外国語活動等だけではなく国際理解に関する授業を積極的に実施する必要がある
62	・民族文化にかかる資料などを、学校図書館等に充実する	図書館	◎	・継続して、多文化を学ぶ資料等の充実を図る必要がある
63	・学校での母文化・母語あるいは民族語、民族文化習得の取り組みを箕面市在住韓国・朝鮮人親の会(トッキの会)などと協働して充実させる	人権教育課	○	・関係団体との連携を強化する必要がある
64	・教職員が外国籍の子どもたちの母国の歴史や文化について、正しい認識を持つとともに、人権尊重の教育を進める意欲と実践力を身につける研修を実施する	教育センター	○	・現状に則した内容の研修を実施する必要がある
65	・帰国・来日の子どもたちの増加等、社会や教育をとりまく状況の変化に対応した教職員研修の充実をはかる	教育センター	○	・現状に則した内容の研修を実施する必要がある



### (3)外国人学校への支援

\* 各種学校に区分されている朝鮮学校等の外国人学校に対し、学校教育法に規定する小・中学校教育に準ずる教育を実施している実態を考慮し、民族学校就学援助費給付を継続します。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
66	・民族学校就学援助費給付を継続する	学校管理課	●	・該当者なしのため
67	・他都市の支援状況を調査し、今後の支援等のあり方について検討する	学校管理課	×	・未実施のため

## 第2期箕面市国際化推進計画(平成18年度～平成22年度)達成状況一覧

### 基本目標3 市民主体の国際化活動の推進

#### 1 地域間交流の推進

##### ●重点施策

#### (1)市民による国際化活動の推進、アジア各国・地域との交流の支援

\*市民が主体となった国際交流や国際協力などの活動を、だれもが住みやすいまち「みのお」の実現、すなわち国際化を促進するための重要な柱の一つとして位置付け、すべての交流事業において、外国人市民施策などとの関連を念頭においた事業展開をすすめ、地域の国際化を促進します。

\*より身近なアジア地域の人々との交流、海外協力活動をさらに推進します。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
68	・これまでの実績と経験をもとに、国際交流協会が中心となって、既に交流を初めている市民や市民グループの活動を支援しつつ、アジア地域の人々の国際化活動をさらに推進する	人権国際課 国際交流協会	○	・アジアに限定せず、国際交流協会が中心となり、国際交流団体の支援を行っているため ・今後も継続して、各団体にあった具体支援を行う必要があるから ・市内国際交流団体との関係を修復し、連携を強化する必要がある
69	・フェアトレード活動やNGO・NPO支援プロジェクトなどによる国際協力の促進をはかる	人権国際課 国際交流協会	△	・国際協力団体は市内にも多く存在するが、それらの活動を十分に市民に周知できていないため
70	・箕面市人権啓発推進協議会による在日韓国・朝鮮人問題にかかる事業等を支援し、文化紹介や交流を進める	人権国際課 国際交流協会	△	・在日韓国・朝鮮人に関する講座等を今後も継続して実施していく必要がある ・関係団体との関係を修復し、連携を強化する必要がある

##### ○継続施策

#### (1)文化紹介など地域での交流の促進

\*多文化共生社会を地域に根付かせるため、外国人市民相互のネットワーク化を進め、情報交換や交流の場を提供するとともに、外国人市民の主体的なボランティア活動や地域での交流への参加を促進します。

\*生涯学習や、地域のスポーツ活動等について、多言語による案内を作成し、参加促進をはかります。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
71	・外国人市民による企画講座や外国人市民ネットワーク(FRN)への登録を呼びかける等、外国人市民自身が講師やボランティアとして参加できる仕組みについて、周知を進め、参加を促進する	人権国際課 国際交流協会	△	・外国人市民ネットワーク(FRN)が十分に活用できていないため
72	・図書館に、多言語の図書・新聞・雑誌・子ども向けの本などを充実し、民族の言葉や文化にふれる機会や多文化理解のための情報を提供する	図書館	◎	・今後も継続して多言語資料を収集する必要がある
73	・国際化活動に関わる情報を多言語で提供する	人権国際課 国際交流協会	△	・多言語での情報提供を十分に実施できていないため ・より効果的な情報提供のあり方について、引き続き検討する必要がある

#### (2)国際協力都市、国際友好都市との交流の推進

\*市民が主体となったニュージーランド・ハット市、メキシコ・クエルナバカ市との交流を促進します。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
74	・ニュージーランド・ハット市との国際協力都市提携に基づく交流事業を市民主体で推進する ・メキシコ・モレロス大学箕面研修の受け入れ等、クエルナバカ市との交流事業を市民主体で推進する	人権国際課 国際交流協会	△	・市、国際交流協会、市民団体との役割分担、協働のあり方について検討する必要がある ・市民が主体の国際交流を十分に行えていないため

## 2 市民・市民活動団体、企業、大学との連携

### ●重点施策

#### (1)市民・市民活動団体、企業、大学との連携

\* 外国人市民の自主的な地域活動等を奨励するとともに、外国人同士のみならず外国人市民と日本人市民、日本人市民活動団体等と協働しつつ、外国人市民が地域活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。

\* 大学との連携を進め、インターンシップ制度の活用やサポーターとして学生の参加を促します。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
75	・市民による活動の輪を広げるために、市民やNGO・NPO等が実施する国際化活動に対して、資金援助・情報提供・人材育成などの支援を行う	人権国際課 国際交流協会	○	・今後も継続して、市内国際交流団体へ有益な情報を迅速に提供する必要があるため ・資金面以外での支援のあり方を検討する必要がある
76	・外国人市民ネットワーク(FRN)を充実させるため、より多くの外国人市民の参加を促進するとともに、日本での生活や宗教・食生活など、各国の文化に関する情報交換を支援する	人権国際課 国際交流協会	△	・外国人市民ネットワークを十分に活用できていないため ・外国人市民主体のコミュニティづくりを行うための環境整備が整っていないため
77	・国際交流団体ネットワークの会議の開催や医療同行通訳ボランティアなどの市民活動団体と各種行政サービスでの連携をはかる	各担当課 人権国際課 国際交流協会	△	・市民団体との連携のあり方について、関係機関・団体と協議する必要があるため
78	・当事者である外国人市民・市民活動団体と連携して、国際化施策についてのニーズを把握する等、国際化推進計画の進行管理に努める	人権国際課 国際交流協会	△	・外国人市民の団体や活動状況を十分に把握していないため ・国際化推進計画を十分に外国人市民に周知できていないため ・外国人市民の意見を聴取できていないため
79	・大学との連携を進め、インターンシップ制度の活用やサポーターとして学生の参加を促します。	人権国際課 国際交流協会	△	・大学との連携を十分に行えていないため ・大学との協働のあり方について具体的に検討する必要がある

## 3 国際化活動拠点の整備

### ○継続施策

#### (1)国際化活動拠点の整備

\* 多様な主体による国際化活動が繰り広げられる中、地域からの国際化活動をより効果的に進めていくため、国際交流協会及び豊川支所2階を市民の国際化活動の拠点として位置付け、市民やNGO・NPO相互間のネットワークの形成や国際交流・理解・協力活動の情報収集と発信に努め、市民主体の事業展開を進めます。

\* ハット・箕面友好ハウス(ハット市)の市民利用をサポートします。

番号	具体事業等	担当課	達成状況	達成状況評価理由
80	・国際交流協会を市民の国際化活動の拠点として位置付け、市民やNGO・NPO相互間のネットワークの形成や国際化活動の情報収集と発信に努め、市民主体の事業展開を進める	人権国際課 国際交流協会	△	・国際交流協会の存在を市民に十分周知できていないため
81	・両市民の交流拠点であるハット・箕面友好ハウス(ハット市)の市民の利用をサポートする	人権国際課 国際交流協会	△	・ハット・箕面友好ハウスの存在意義を含め、関係機関・団体と引き続き協議する必要がある